

# 災害時要援護者避難支援プラン

## 高齢者や障害のある人を災害から守る 避難支援制度を始めます

市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人が、安全・確実に避難できるよう、「災害時要援護者避難支援プラン」を策定しました。  
このプランは、自助および地域の共助を基本とし、地域において情報伝達や避難誘導などの避難支援体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりをめざします。



### ①なぜ、避難支援が必要なの？

大規模な災害発生直後は、電話の不通や道路の寸断などにより、消防や警察などの公的機関は現場に到着できなかつたり、到着が大幅に遅れたりするなど、十分な対応ができない可能性があります。

このようなときには、近所の人や自主防災組織などがお互いに協力し、地域ぐるみで安否確認や避難支援などを行うことが重要となります。

### ②どんなことを登録するの？

町内会・自主防災組織などに「(1)名前(2)性別(3)生年月日(4)住所(5)電話番号(6)介護認定の有無、障害者手帳の有無」といった個人情報を開示することに同意をした人の名簿を作成します。

この名簿は、災害時や、非常時を想定した訓練を実施するときに活用します。

### ③対象になる人は誰なの？

在宅で生活する表1に該当する皆さんが災害時要援護者の対象となります。

このほか、実態に応じて対象となることもあります。家族などの支援が困難なため、非常時には周囲の助けがほしいと思う人は、高齢者福祉課に相談してください。

表1

①身体障害者手帳1級または2級を持っている人
②療育手帳AまたはAを持っている人
③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人
④介護保険の要介護3以上の人
⑤75歳以上の一人暮らしの人
⑥75歳以上の高齢者のみの世帯

### ④登録するにはどうすればいいの？

表1災害時要援護者のうち①〜③の皆さんには市から手紙を送付します。

また④〜⑥の皆さんには、今月から民生委員児童委員が訪問します。

### ⑤地域で安心して暮らすために

作成した名簿は、災害時要援護者の皆さんへの支援を予定している団体のうち、個人情報の取り扱いについて市と協定書を交わした団体にのみ提供します。

#### 支援を予定している団体

- ①町内会・自治会など一定地域の住民によって組織される自治組織
  - ②自主防災組織連絡協議会
  - ③社会福祉協議会
  - ④地域包括支援センター
  - ⑤民生委員児童委員
  - ⑥消防団
- 個人情報、市役所および支援団体において適正に管理し、普段からの支援と災害発生時の避難支援以外の目的には使用しません。

来年2月以降この同意者台帳をもとに、「誰が、誰を、どこに、どのように避難支援する」という個別計画の作成を開始します。

【障害のある人】表1の①〜③  
市から郵送で登録意思の確認をします。



○台帳の作成

災害時要援護者

【要介護の人・高齢者】表1の④〜⑥  
民生委員児童委員が訪問し同意の確認をします。



○台帳の提供



協定書を交わした避難支援団体



台帳登録者

- 防災訓練などの実施
- 情報提供
- 避難支援・誘導
- 安否確認

問い合わせ先 高齢者・支援制度に関すること 高齢者福祉課(☎0848-6055)、障害のある人に関すること 社会福祉課(☎0848-6057)、支援を予定している団体に関すること 市民生活課(☎0848-6066)